

論文

日本の人権擁護制度の現状と問題点

高野真澄

はじめに

本稿は、「マイノリティ研究会」の基本テーマの一つに挙げられている人権擁護機関の比較研究の一環として、日本の制度、組織について草されたものである。国と民間団体による人権擁護の制度と組織を概観するものである。そのさい、狙いは部落問題の解決にも関連させて日本の人権擁護制度の組織と機能・役割について研究することにあるが、この方面の理論、実践両面での究明は現状において十分であるとは思われない。試論の域を出ないが、今後の研究の開発、検討の深化をまっとうより充実したものにしていきたいと念願している。忌憚のないご批判を望んでいる。

第一章 国の人権擁護制度

本章では国の制度・機関について考察する。明治憲法下に比して戦後の人権の保障状況は大きな前進を画したといえる。人身の自由の刑事手続的保障に任ずる刑事訴訟法、被害者の権益保護に任ずる国家賠償法、労働権等の具体化に任ずる労働基準法などは、立法機関による擁護の例に属するし、その他人権侵害に対する救済、擁護が司法機関や行政機関によって担保される分野も少なくない。

(1) 国の人権擁護制度概観

国の人権擁護制度は、戦後、連合国の示唆によりアメリカ司法省刑事部人権擁護班 (Civil Rights Section) の機

構を参酌して、一九四八年に法務省（その後、法務府を経て、現在の法務省となる）に人権擁護局が作られたのが嚆矢である。人権擁護活動を民間側から対政府関係に向けてするのでなく、新しい憲法の具体化を考えて国・政府側から進んでするという発想に基づく点で独自のものと、創設者はいう。⁽¹⁾

制度上、この人権擁護機関は法務省人権擁護局とその下部機関である法務局（八カ所）、地方法務局（四二カ所）、支局（二七二カ所）が中軸の系となつて（法務省設置法三条、一三条の二）、人権侵犯の訴えに対して、「人権侵犯事件調査処理規程」に基づき侵犯事件を処理するのである。「法務省設置法」（昭二二法一九三）第一条、「法務局及び地方法務局組織規程」（昭五五省四六）第十七条によると、人権擁護機関が所掌する事務の範囲は、次のとおりである。

(i) 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項 (ii) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項 (iii) 人権擁護委員に関する事項 (iv) 人身の保護、貧困者の訴訟援助、自由人権思想の啓発活動、人権相談、その他人権の擁護に関する事項

右にみた国の人権擁護行政の補完的立場を担当し、職務

ため、都道府県ごとに人権擁護委員を置く」と規定している。第一線で人権擁護を担う人的組織である擁護委員は全国で一五〇人、一年任期で発足した。官民一体的なこの制度の創始者は世界的にもわが国独自のものという自負をもっていたようである。⁽²⁾

のち、「人権擁護委員法」が委員令に代つて施行された。擁護委員の職務内容はこと国民の人権に係るものであり、国家公務員法の適用はないとしても刑事法上は公務員として関係罰条の適用があるとされていること（同法案提案理由説明）から、妥当な改革である。本法によって、委員は都道府県でなく市町村（東京都は特別区）単位に置き、定数も全国を通じ一挙に二万名まで増加し、任期も二年に延長したほか、職務にかつてのような官の補助的地位に立つのでなく、法務大臣の一般的な指揮監督の下にあるとはいえず、自ら独立して職務を行うことができる地位に立つことになった。

以下、委員法第一条及び第二条によって人権擁護委員の使命を明らかにする。

(i) 国民に保障されている基本的人権を擁護すること
ここに国民の人権を「擁護する」とは国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を講

執行について法務大臣の指揮監督を受けるものとして、「人権擁護委員法」（昭二四法一三九）の下に人権擁護委員（全国を通じて二万人を超えない定数、委員法四条）の制度がある。国の人権擁護制度は、したがって狭義には法務省人権擁護局とその下部機関たる法務局、地方法務局が国の業務として担当するとともに、広義にはこれと役割を分担する人権擁護委員を包含する形で存在する。

右にみた国の人権擁護制度は、日本国憲法の人権理念を具現するものとして、憲法上の根拠を「一条ないし一三条、及び九七条の人権総則規定に置いている。なかでも、人権について立法、国政上で最大の尊重を必要とする定め第一三条及び国民の不断の努力によって人権を保持しなればならないと定める第二二条は重要であり、この憲法の人権理念に従い国家の側でも積極的にこれを擁護するため人権擁護制度が生み出されたものとみることが出来る。

(2) 人権擁護委員

① 人権擁護委員の使命

人権擁護委員の制度ははじめ「人権擁護委員令」（政令一六八）でスタートした。委員令第一条は「法務庁設置法により法務総裁の管理する人権擁護の事務を補助せしめる

ずることをいう。ここで予防的「監視」というときは、人権侵害に発展するおそれのある状態を発見したとき、その発生を予防するための処置を講ずることを含むものと解される。要するに、具体的な人権侵犯事件の対応といつても、直接、侵害を排除して被害者救済が行えるのは人権擁護局であり（法務省組織令四五条一号）、委員はかかる救済措置の発動を促がすこととされている。現行法の趣旨がこの程度のものであつては人権侵害を排除するうえで不十分だと、府県段階に人権擁護委員会を設置して人権侵犯行為の排除措置を命ずる権限及び質問検査権を与えるなど、職務行使の独立を担保すべきとする意見（東京都人権擁護委員連合会「人権擁護委員法改正案要綱」昭和四一年七月）が出されている。委員法をめぐる最大の論点になっているところである。

人権擁護に関連する問題点の一つとして、憲法の人権条項が生まれた歴史的経過を踏まえると、国家権力（主に行政機関の権力）の横暴から国民を守ることが主張されてきたことからして、国家権力による人権侵害事件（例、公務員特に警察官等の特別公務員による拷問、暴行、教育職員（体罰等）を取り扱うのが委員本来の使命と理解すべきかどうかである。この点はしかし、わが国のように封建的社會意識が根強く残る一方で、資本主義が高度の発展を遂げ

た社会において貧富の著しい懸隔や様ざまな社会的不合理が生じ、こうした人間の自由の阻害状況から憲法上の個人の尊重、人間平等の法理を実現するためには、国家権力がかりでなく社会的集団その他の勢力による人権侵犯(例、村八分(部落省き)、公害、不当解雇問題など)や日常の社会生活の中での人権侵犯(例、プライバシー、いじめ、差別待遇)など、私人間の関係にかかわる人権侵害事件についても及ぶとしなくてはならない。「私人間における人権保障」として憲法上論じられている問題である。

右の問題は国民による不断の人権保持の努力を求めている。前示憲法一二条の理解からも当然導かれる結果であり、またそうでなければ現代社会の健全な「公序」(Public Order)は保たれないであろう。現行委員法もこうした理解に立って私人間の人権問題を人権擁護委員と法務省職員との当然の職務内容として前提している。日弁連『人権白書』によっても、近年は公務員による人権侵犯より私人(私的団体)による人権侵犯が凌駕する傾向がある旨記述しているし、法務省も私人の行為に起因することを人権の保障されない状態で放置するのは福祉国家の理念に反するとさえ述べている。時代背景として高度経済成長の反映という側面を看取することができるが、いわゆる隣人訴訟(隣人に預けた幼児の水死事故をめぐる損害賠償訴訟がおびた

だしい数の嫌がらせや非難、中傷のために訴えを取り下げるといふ結果を招いた)にみる現代型村八分に至るまで、人権侵害の射程は今日想像以上に広がっている。

(ii) 常に自由人権思想の普及高揚に努めること
委員は単に前述の憲法違反(人権侵犯)を阻止するだけでなく、常に積極的に自由人権思想の普及高揚を促し、その実施を確保する使命を負っているのである(なお参照、法務省設置法三条三〇号法務省組織令五四条三号)。人権擁護機関の活動において一般的な啓発活動のもつ重要性は最早いうをまたないところである。

② 人権擁護委員の職務内容

人権擁護委員は、前示委員法第二条の使命を実現するため行うべき具体的な職務内容として、

(i) 自由人権思想の啓もう・宣伝 (ii) 民間の人権擁護運動の助長 (iii) 人権侵犯事件の救済のための調査・情報の収集、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置 (iv) 貧困者に対する訴訟援助 (v) その他人権の擁護に努めることが法定されている(委員法二一条)。(i)については現状において国の啓発予算は十分な裏付けがない。(iv)は現在後述の法律扶助制度がある。委員の職務の中では、(iii)の人権侵犯事件の調査・処理が最も重要である。但し、ひとくちに

人権侵犯事件といっても千差万別であり、事案の性質を見極める必要があるのは当然である。

人権擁護委員の職務の対象は人権侵害にかかわる社会的事象そのもので、大旨、事実行為に属し、裁判所等の法的判断に親しまない性質のものが多く、こうしたことから委員の職務にも一定の限界があるとされ、調査・情報収集のほかは、直接侵犯者に対して侵害排除とか質問調査などの働きかけはできず、法務大臣への報告とか関係機関への勧告など、間接的な救済処置を講ずるにとどまっている。法律が人権擁護委員に対して国家公務員法の適用を避けているのも(委員法五一条)、紛争解決にのぞむ民間人ボランティアの職務遂行に対する配慮に基づくものとみられているのである。

これに対して国家権力の行使に伴って生じた違憲・違法の問題や私人間の契約の問題など、民・刑事訴訟法や行政事件訴訟法の解釈・適用を通じて権利義務の争いを解決する裁判所の役割に属するものや、調停委員会による調停、労働委員会による労働争議の仲裁(民事調停法、労働法一七―三五条)、行政不服審査法による不服申立てなどは直接的な法的除去手段に属している。こうした司法的、準司法的機関による人権擁護は事件性の要件などの制約があり、迅速な救済がむずかしい場合が多い。したがって人権

擁護機関による救済はいわばこの点を補完する保障手段となっており、この意味では請願法や地方自治法による請願、陳情、地方自治法による直接請求(条例改廃)、行政の苦情処理係への救済の申立ても同様、広義の法的救済手段に属するものとみることができ(3)。

なお、人権擁護委員は、委員の力を結集し、委員の連絡調整を図るため、各都道府県を数個に分けて定める区域毎に人権擁護委員協議会を組織し、都道府県毎に都道府県人権擁護委員連合会を組織する。さらに全国の都道府県人権擁護委員連合会は全国人権擁護委員連合会(全人連)を組織する(委員法一六条)。協議会、連合会、全国連合会の任務は法定され、人権擁護委員の職務に関する資料及び情報の収集、人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること等がある(委員法一七、一八、一八条の二)。かつて隅田川の汚水問題のように「実際に社会問題化した人権問題」について東京都連合会が主体となって国に対策と立法措置を要求したことがある。連合会等の機関が、地域的または全国的な人権問題に関して国会や政府に対策と立法を要求するなどのことは、大いに意味のあることと思われる。

(3) 同和問題に関する差別事件

部落差別が憲法で保障する基本的人権にかかわる問題であることは今さら多言を要しない。総理府主管の同和対策審議会が一九六五年八月に内閣総理大臣に「答申」（同対策答申）を提出して以来、同和問題に関する差別事件に対する社会的関心が高まったといわれる。

しかし同和問題に関した差別事件は、人権侵犯事件の統計報告では「差別待遇」（同和問題に関するもの）として扱われ、受理件数はあまり多くなく、それは「地域社会に数多く潜在している」（傍点筆者）といつてよい状況にある。¹²⁾「同和問題」が法務局や地元人権擁護委員の許に持ち込まれることは、制度の趣旨からは望ましいことだが、実情ではむしろ稀れなケースとなっている。部落差別などの差別待遇は数字にあらわれない事件がむしろ多いのが実情で、差別事件の一面を覗かせている。

その後、部落差別の解消のために主として環境改善事業を推進する諸法律が制定されている。法務省職員及び人権擁護委員の使命、職務内容のメインは、前述のように、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採ることにある」（委員法二条）が、例えば地域改善対策特別措置法施行令の定める事業の中に法務省に関係するものとして、

(i) 人権思想の普及高揚を図るための啓発事業（一条三七号）

(ii) 対象地域の人達に対する人権相談事業（一条三八号）の二が掲げられている。

以下に挙げられるものは、私人による人権侵犯のうち、差別待遇（同和問題に関する）事例で、『人権侵犯事件例集』¹³⁾に掲載されたもののいくつかを要約したもので、同和問題に関する差別事件の傾向を窺い知ることができる。

(ア) 結婚の相手方が同和地区出身者であることを理由に、自己の娘（未成年者）の婚姻に同意せず、妨害した事例
(イ) 夫たる長男が同和地区出身者である女性と結婚したことに反対する両親が結婚後も相手のその妻に離婚を強要した事例

(ウ) 結婚当事者の一方が同和地区出身者であることを理由に、親せきの者が当事者及び両親の意思を無視してこれに異議をさしはさんだ事例

(エ) 同和地区出身者でないかとの疑念の下に出身高校に身元調査を行い、同和地区出身者であることが判明するとこれを理由に不採用にした事例

(オ) 当事者の一方が同和地区出身者であることを理由に、日頃から同和地区に対する偏見・嫌悪の感情を強く抱いていた相手方の両親が娘の結婚に反対、結婚後も頑固に

反対し続けた事例

(ウ) 結婚差別に利用する目的で長男の縁談の相手方が同和地区出身者であるかどうかの身元調査を興信所に依頼、興信所も依頼を受けて調査し、その結果、相手方を同和地区出身者として身元調査報告をした事例

以上みた人権侵犯事件は何れも関係者の同和地区に対する根強い偏見と差別意識に起因するものであるが、幸い法務局及び人権擁護委員の手で解決、救済が図られた事例である。部落差別がこのように結婚差別と就職差別の両側面を双壁とすることは基本的には従来から変わっていないといつてよい。

部落差別が憲法上の人権尊重の理念から到底許されない人権侵害の事象であることから、その解消は国の人権擁護業務の遂行において当然重要な職責として扱われている。だが部落差別の心理的側面の解消は容易でなく、むしろ増幅される現状において、差別事件の対処や啓発活動を積極的に駆使して、人権啓発を強化する必要がある。しかし、そのためには、現在の法務局の人権擁護体制は、その職責の量及び質ともに不十分であり、かつ啓発予算が他の啓発活動を行う総理、労働の二省に比べてもあまりに少な過ぎる（二億七、七二万四千円）という問題点を抱えている。¹⁴⁾

の点は既に「同対策」答申も指摘している事からであった。

(4) 人権侵犯事件としての同和問題

そこで最後に、国の人権擁護行政の中での人権侵犯事件としての「同和問題」の位置付けといくつかの問題点を指摘しておくたい。

① 人権擁護行政の組織・権限面

まず、国の人権擁護行政を担当する人権擁護局及びその下部機関の法務局・地方法務局の人権擁護関係職員は全国で二二二人である（人権擁護局人権担当一五人、法務局二〇七人）。その場合、法務局の職員は戸籍、登記業務に従事する者との兼務が多く、人権擁護局の幹部職員（総務課長、調査課長―法務省組織令五一一条以下）が検察官で充当されていることも、公務員による人権侵害が少なくない状況からして問題で、人権擁護機関の行政からの独立性の確保が大きな課題となるゆえんである。

この点がかつて昭和女子大事件など安保、政防法反対闘争をめぐる人権侵犯事件を調査していた人権擁護局が、「同一事件が裁判で争われている」ことを理由に同事件の調査から手を引いた―中止処分付した―ことで、人権擁護局のあり方が問題になったことがある。¹⁵⁾この問題を批

判的に取りあげた『愛媛新聞』社説は「人権擁護局が、法務省の管下にあったのでは仕事やりにくいというなら、思いきって官庁機構を絶縁し、人権擁護会（仮称）のようなものとしてしまうことも考えてみる必要があるのではなからうか……人権擁護局は、行政的な面から、官権などにたいし批判を加えるのがつとめで、裁判所の判決と違った結論が出てかまわないわけだ」と、端的に述べている。

人権擁護機関の権限についてみても、前述のように情報、認知、事実の任意調査と説示、勧告といった注意処分にとどまり、被害者申告制度のもつ弱点、強制権の欠如、事後処分的説示等、制度と運用において問題解決の実効性に多くを期待できないものとなっている。悪質な人権侵犯によって直接侵害行為を停止させる強制力の必要が出てくるが、それも現行法では効果的な対処がなされ得ない。行政上の人権擁護活動は最近ではかなり活発化しているとも聞くが、加害者の説得、指導にとどまり、総じて人権啓発の域を出ないのではないか、立法論として組織の拡充と質の強化が求められるところである。

今後、裁判機能の及び得ない領域での人権の保障や救済制度として、関係機関に対する助言、通報、警告などの機能をもったオンブズマンの機能の發揮がわが国においても考えられてよいという意見がある。また被差別救済の対処

「人の心に訴えて差別を起こさせないということでは、民間ボランティアの協力は効果があると考えており、年間の扱う件数の三分の一は人権擁護委員が取り組んでいます」という。そうであってみれば、委員の権限についてもより充実が望まれることは国の人権擁護機関と同然だといわなくてはなるまい。

② 人権侵犯事件としての「同和問題」の取り扱い

人権擁護局創設以来、人権侵犯事件の調査活動は陣容の不備、不足を託しながらも調査事件数は急激に増加している。初年度の一九四八年の人権侵犯事件の受理件数は四八件、うち部落問題に関する人権侵犯問題は二件が挙げられているだけであった。翌一九四九年、一九五〇年度は一挙に五千件に、一九五一年は一万六千件近くに急増、差別待遇も人権侵害事件の典型に数えられるようになる。

現状はどうだろうか。法務省発表の概要でみると、一九九一年において全国の法務局、地方法務局で扱った「人権侵犯事件」の受理件数は一五、四八六件、受理区分では申告と人権擁護委員の通報によるものが圧倒的に多い。事件の種類別では私人等の侵犯事件が全体の九八・六%を占め、強制圧迫、酷使虐待、住居の安全の順に多く、差別待遇（同和問題に関するもの）は九六件、このうちに公務員

において、特別の立法により侵害事件の受理、相談、調査、勧告、調停、告発等の一連の措置を強制力をもって行使できる独立の機関を設けているアメリカ、カナダ、イギリスなどの諸国の場合と比べて、わが現行制度との間に大きな開きがあるといつてよい。

他方、人権擁護委員は民間人または団体の構成員の中から市町村長がその市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、これをうけて法務大臣が弁護士会等の意見を聴いて委嘱する全国で一三、〇七二人（一九九〇年現在）の委員から成り立っている（委員法四条、六条）が、推薦資格として市町村議会議員の選挙権を有する住民とあるので在日外国人ははじめから除外されている。また委員の無給制（月額実費弁償額二万七千円）の問題（委員法八条）と相まって、その大半が平均年齢六五歳前後の高齢者で構成されている現状も問題がある。「若年に過ぎ」るのもいけないというなら、「高齢」者も同様に問題があるだろう。女性委員が一割あまりと極めて少ないのも問題である。

そして何よりも現行の人選が地方名士についてなされ、名譽職化の色合いが濃いものになっているが、侵犯事件の複雑高度化、悪質化をみる今日、人権擁護委員にふさわしい「資質と活動の良否」、委員制度に対する信頼度の面から真価が問われるであろう。人権擁護局長の国会答弁では

「による侵犯四件が含まれている。公務員による人権侵犯事件が減少している。また「人権相談事件」は四五五、〇六二件、そのうち民事関係六〇・〇%、家事関係二三・八%である。取り扱い別では職員が二九二、二九七件、人権擁護委員が一六二、七六五件である。一九九〇年では「人権侵犯事件」の受理件数は一五、〇六七件、うち差別待遇二一件、この中で部落問題にかかわる結婚や就職などでの差別事件は四五件（内訳、差別発言、言動など三五件、結婚差別七件、差別落書き二件その他）となっている。しかし、この数字が「氷山の一角」であることは自明に属することである。

人権侵犯事件は人権相談事件よりはるかに少ない。両者の処理経費も前者は二、二二五万八千円、後者は一、〇九二万四千円である。それは「人権侵犯事件」として調査を行う範囲が縮小されている結果であろう。結局は「人権侵犯事件調査処理規程」の解釈運用の問題となろう。情報の数が多いのに、調査を経て処置が採られる事件は一割に縮減される。いわゆる「人権侵犯事件」の基準自体が曖昧なところがないか、ということである。

他方、総理府の「人権擁護に関する世論調査」によると、国民の三分の一が人権が侵害されるようなことが多くなってきたと感じつつも、誰に相談したか尋ねてみると、

「友人、上司」一四％、「家族」九％、「警察」三％、「人権相談所」一％、「法務局」一％、「人権擁護委員」は何れも〇％となっており、「自分で処理」三三％、「何もしなかった」が三〇％（複数回答）もあったという。「人権相談」の存在がほとんど知られていないのには驚かされるが、行政相談も苦情、意見、要望をもつ人が七割もあるのに比べて実際に応じた人は二割に過ぎず、相談しない理由では、「行ったところで解決してくれない」が多いという結果が出ている。⁽²³⁾

注

- (1) 「人権擁護局創設二〇周年記念座談会」—人権擁護局の回顧と展望、法務省人権擁護局『人権擁護の二十年（一九六八年）』一三五頁以下。
- (2) 溝口喜文「人権擁護委員の使命と職務の範囲についての一考察」法務省人権擁護局内人権実務研究会編『人権保障の生成と展開』、民事法情報センター、一九九〇年、四一九頁。
- (3) 前掲『人権擁護の二十年』、座談会。
- (4) 寺西輝泰「人権擁護委員の使命と職務の限界（その一）」『人権通信』一〇三号、一九八三年六月、一〇頁。
- (5) 寺西、前掲論文、一一頁。
- (6) 寺西、前掲論文、一二頁。
- (7) 法務省人権擁護局『昭和四七年の人権擁護事務の概況』法

擁護局長答弁。

- (16) 『人権新聞』一九六二年一月一日（縮刷版）日本評論社、一九八七年、一八六頁。昭和女子大事件の憲法学的検討として、佐藤司「昭和女子大事件判決と思想の自由」『法律時報』三六巻一号、一九六四年一月、五九頁以下。
- (17) 伊藤栄樹『「人権擁護」妄言』『人権通信』一〇五号、一九八三年一月、一一頁。スウェーデンの議会オンプズマンについては、讃岐建「スウェーデン首席オンプズマンを迎えて」、総務庁広報誌『M&C』一九九二年六月、三三頁。
- (18) 前注議会オンプズマン制のほか、人権オンプズマン制の究明が望まれる。アメリカ、カナダ、イギリスなどの人権委員会の研究が必要となる。アジア諸国にはこうした類似物は欠落の状況にあるが、国連では独自の取り組みがなされつつある。
- (19) 篠田人権擁護局長答弁。
- (20) 以上について、友永健三「国際人権規約と部落差別の撤廃」『水平社会をめざして』、解放出版社、一九九二年、二〇四頁。高野真澄『日本国憲法と部落問題』、解放出版社、一九八四年、三六、三七、九六、九七頁参照。
- (21) 関之・前掲書、六九頁。
- (22) 法務大臣官房司法法制調査部調査統計課『第一〇五民事訟務人権統計年報Ⅰ一九九一年』一九九二年六月、ix—xi、一三四頁。
- (23) 「部落解放基本法」『国会闘争速報』五〇号、一九九一年十六

曹時報二五巻四号、一〇三頁。

- (8) 伊藤正巳「人権に関する将来の展望」前掲『人権擁護の二十年』、一九〇頁。今村成和「人権宣言と人権擁護活動」『人権と裁判』、北海道大学図書刊行会、一九七三年、三〇八頁。川添利幸・山下威士編『憲法詳論』、尚学社、一九九一年、一五八頁以下参照。
- (9) 関之『人権擁護委員法釈義』新警察社、一九四九年、九一頁。
- (10) 森保「人権擁護委員制度の歩み」法務省人権擁護局『人権擁護委員制度の二十五年—人権擁護委員体験談集—』一九七三年二月、一六三頁。
- (11) 前掲『人権擁護の二十年』四六頁。
- (12) 前掲『人権擁護の二十年』四六頁。
- (13) 法務省人権擁護局内人権実務研究会監修（財）人権擁護協力会編『人権侵犯事件例集』日本加除出版、一九九二年、一〇七一—一三五頁。
- (14) 藤原恵「人権擁護」『部落問題事典』、解放出版社、一九八六年、四二七頁。部落解放研究所行財政部会事務局「一九九二年度同和予算の分析と課題」（全巻）『部落解放研究』八五号、一九九二年四月、七〇頁以下。
- (15) 「部落解放基本法」『国会闘争速報』三二号、一九九一年三月一四日。衆議院予算委員会第二分科会小沢克介議員質問、篠田人権擁護局長答弁、同八三号、一九九二年三月一三日。衆議院予算委第二分科会宇都宮真由美議員質問、篠田人権

月六日、参議院決算委員会喜岡淳議員質問、浜法務省人権擁護局調査課長答弁。

- (24) 朝日新聞一九八三年二月四日付。
- (25) 四国新聞一九九一年二月二四日付。

第二章 民間の人権擁護組織

本章では民間団体の人権擁護活動について考察する。在野の活動として、本稿では主として日弁連と自由人権協会の活動を取りあげる。その他人権問題の国際的広がりを示す今日、わが国の人権侵害を国際（国連）機関に持ち込む人権NGOなど、国際人権擁護機関の活動やそれらとの連絡、援助が重要性を増すことが考えられるが、本稿では割愛した。

(1) 日本弁護士連合会人権擁護委員会

現行弁護士法制定前の弁護士及び弁護士会は長い間国家権力の強い支配統制下に置かれていた。弁護士法（昭二四法二〇五）は従来の司法大臣等の監督という桎梏から弁護士を解放し、都道府県毎の単位弁護士会の連合体である日本弁護士連合会（日弁連）のような国家権力から完全に独立した自治団体の設置を定め、その監督の下に服させるこ

ととした。

かくして日弁連会則は、弁護士的重要職責を明示した弁護士法第一条をうけて、「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する常置機関として、日弁連及び全国単位弁護士会に『人権擁護委員会』の設置を定めている(六五条一号)」。この点は、官製の法務省人権擁護局と比べて人権擁護活動において権力に対抗する国民の側に立てることには大きなメリットがある。

弁護士会による人権擁護の組織と制度はしかし、裁判制度や国の人権擁護制度のような「法的」除去手段に属するものではなく、あくまで民間団体のする事実上の除去手段に属している。この意味では法律に根拠をもつ調査権に欠けるところがあり、次にみる民間組織の擁護団体である自由人権協会の活動や消費者保護センターの利用なども基本的に交らない、といえよう。

こうした制約の下で、一九四九年六月に発足をみた日弁連人権擁護委員会は、「基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をなし、人権を侵犯された者に対し、救護その他適切な措置をとり、必要に応じ本会を通じ、または、本会の承認を経て、官公署に対し、警告を發し、処分または処分の取消しを求め、または問責の手段を講ずること(会則七二条一項)を主な任務としている。人権侵犯事

件の調査とこれに対する措置がとりわけ重要である。

人権擁護委員会の運営は同委員会事件処理準則に従ってなされる。役割別に八部会が設置され、その委員(定数一二〇名)は全員何れかの部会に所属する(準則二条)。刑事手続の分野が多い。

第一部会(予備審査)、第二部会(自由―表現等精神的自由)、第三部会(捜査機関による人権侵犯)、第四部会(医療に関する人権)、第五部会(社会福祉、子どもの人権)、第六部会(国際人権、社会問題その他第一―第五部会に属さない人権問題)、第七部会(刑事被拘禁者の人権)、第八部会(女性の権利)である。

事件処理としては、人権救済の申立(申告)がある場合、予備審査を経て、運営部会が申立事件の調査を開始するか不採用とするか等を決め、前者に決したとき事件委員会を設け、調査した上、報告書をまとめる。事件処理の区分として、司法的処置、警告、勧告、助言、協力、不処置、中止がある。

日弁連自体の人権活動の輝かしい足跡は人権擁護大会によって知られる。加えて、人権問題が次第に国際問題化するに伴って国際人権B規約上の、とりわけ刑事司法上の人権の実効化に向けて日弁連の関心が高まっている。しかしながら、一九四九年、人権擁護委員会設置以来、部落差別等、

社会的身分差別問題に対する組織としての対応(宣言、決議、警告事件)は、ほとんど皆無の状況といつてよい。

(2) 自由人権協会

本協会は、憲法施行の年の一九四七年一月二三日、基本的人権の擁護と伸長を唯一の目的として設立された最初の全国的な民間組織である。法曹会の海野普吉、部落解放運動の松本治一郎、学界の末川博、滝川幸辰らが名を連ねている。人権擁護委員会や自由人権協会などともに当時活発な人権擁護活動をしていた部落解放全国委員会の中央委員長をし、参議院副議長長の要職にあった松本は設立総会で副会長に就任している。協会はのち社団法人となる。

自由人権協会は基本的人権の擁護のため、各種の人権侵害に対して適確に対応することを目的に会員弁護士が待機して広く一般市民に向けた人権相談を行っている。また、現在、協会内部に在日外国人、組織・財政基盤確立、最高裁研究、国際人権規約、情報公開法制定活動、人権相談の六の小委員会を設けて活動している。

人権擁護に関し、国会、政府、裁判所、検察庁、警察その他の機関ならびに各種団体および個人に対してなす活動(定款七条一項)はユニークで、これまでも必要に応じて事件の調査、勧告、意見発表、訴訟、立法運動などを行って

いる。例えば、昭和女子大の人権問題調査、在日朝鮮中高校生人権侵犯事件実地調査、沖縄の人権問題の現地調査、政治亡命者保護立法の促進、捜査官憲による人権侵害の是正、監視、在日外国人の人権の調査、勧告、要望など。

しかしここでも、協会として同和問題にはまだ活動が及んでいないようである。

但し、本協会は、筆者の知り得たところでは、一九六二―六三年頃にかけて、法律専門誌である『法律時報』の「人権のページ」欄に日常生起している人権問題の実情を知らせる記事の編集を担当しており、その中で部落差別事件を取りあげている。その後、同欄は姿を消している。

なお、協会は協会の活動と関連する分野を担当する国の機関(法務省人権擁護局)との間で、双方の現状と活動の内容を紹介しあい、協力可能な問題については今後互いに連携をとっていくことを目的として懇談交流を行っていることが、『人権新聞』に出ている。この面の官民協力の維持発展が望まれる。

その他、財法律扶助協会の行う法律扶助制度がある。ここでの訴訟援助は勝訴、調停、和解などの解決が見込まれながら、資力貧困な者に裁判費用の立替から弁護士の紹介まで行うものである。近時、自治体レベルでも、人権侵害事例に係る訴訟費用条例制定の機運がみられるようであ

注

- (1) 以上につき、日本弁護士連合会編『人権白書第三集(昭和六〇年版)』日本評論社、一九八五年、八六頁以下。
- (2) 竹内勲「弁護士会の人権擁護委員会について」『部落解放研究』八二号、一九九一年一〇月、八五頁。
- (3) 川添・山下前掲書、一五九頁。
- (4) 上野勝「国際人権への貢献を期待される日弁連」『ヒューマンライツ』四七号、一九九二年二月、七四頁以下。
- (5) 日本弁護士連合会人権擁護委員会『人権擁護関係宣言・決議集、附人権侵犯警告事件(第一輯)』一九六六年三月、同(第二輯)一九七三年四月、参照。
- (6) 海野普吉・森川金寿『人権の法律相談』、日本評論社、一九五三年、三頁、森川金寿『昭和入権史への証言』時事通信社、一九八〇年、三三頁以下。
- (7) 山田伸男「協会の性格と活動」『人権新聞』一九七九年七月二日(人権新聞縮刷版)日本評論社、一九八七年、五九二頁。
- (8) 『法律時報』三五卷六号、一九六三年六月、九三頁。
- (9) 『人権新聞』一九八七・八・一(人権新聞縮刷版)七八七頁。